

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 二 号

平成十五年三月十九日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 小平 忠正君

理事 稲葉 大和君 理事 金田 英行君

理事 二田 孝治君 理事 松下 忠洋君

理事 鮫島 宗明君 理事 榎崎 欣弥君

理事 白保 台一君 理事 山田 正彦君

青山 丘君 荒巻 隆三君

石田 真敏君 岩倉 博文君

岩崎 忠夫君 梶山 弘志君

金子 恭之君 北村 誠吾君

熊谷 市雄君 小泉 龍司君

近藤 基彦君 七条 明君

高木 毅君 西川 京子君

宮本 一三君 後藤 齋君

齋藤 淳君 津川 祥吾君

筒井 信隆君 吉田 公一君

堀込 征雄君 藤井 裕久君

江田 康幸君 松本 善明君

中林よし子君 山口わか子君

菅野 哲雄君 藤波 孝生君

佐藤 敬夫君

農林水産大臣 大島 理森君

農林水産副大臣 北村 直人君

農林水産大臣政務官 熊谷 市雄君

政府参考人 (総務省自治行政局選挙部 長) 高部 正男君

政府参考人 (国税庁課税部長) 村上 喜堂君

政府参考人 (厚生労働省医政局長) 篠崎 英夫君

政府参考人 (農林水産省大臣官房長) 田原 文夫君

政府参考人 (農林水産省生産局長) 須賀田菊仁君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 迎 陽一君

農林水産委員会専門員 和田 一郎君

委員の異動

三月十九日

辞任

今田 保典君

同日

辞任

細野 豪志君

補欠選任

今田 保典君

三月十八日

水産加工施設改良資金融通臨時措置法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

は本委員会に付託された。

二月二十八日

新たな米政策及び農業政策確立に関する陳情書

(福井市大手三の一七の一関孝治外二名)(第二

三号)

牛海綿状脳症対策に関する陳情書(北海道川上

郡標茶町川上四の二林博)(第二四号)

広域営農団地農道整備事業(南薩東部地区)の早

期完成等に関する陳情書(鹿児島県揖保郡額田

町牧之内二八三〇下窪一輝)(第二五号)

新時代に向けた食料・農業・農村政策の推進等

に関する陳情書(大分市大手町三の一の牧野

浩朗)(第二六号)

食の安全・信頼の回復と、国民の主食・お米を

守ることに関する陳情書(茨城県東茨城郡美野

里町大谷二七一谷内雅美外十三名)(第二七号)

同月二十一日

一般林政予算の拡充に関する意見書(福島県滝

根町議会)(第三四七九号)

一般林政予算の拡充に関する意見書(群馬県上

野村議会)(第三四八〇号)

国有林野事業の組織機構改革に関する意見書

(北海道十川町議会)(第三四八一号)

国有林野事業改革に関する意見書(北海道中川

町議会)(第三四八二号)

国有林野事業改革に関する意見書(北海道留辺

蘂町議会)(第三四八三号)

国有林野事業改革に関する意見書(北海道芽室

町議会)(第三四八四号)

米政策に関する意見書(滋賀県安土町議会)(第

三四八五号)

米の価格保障と安定供給を国の責任で行うこと

に関する意見書(鳥根県柿木村議会)(第三四八

六号)

森林・林業・林産業活性化に関する意見書(青

森県市浦村議会)(第三四八七号)

森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林

関連予算の拡充と東北森林管理局青森分局の存

続に関する意見書(青森県天間林村議会)(第三

四八八号)

森林・林業、木材関連産業の新たな政策と予算

措置に関する意見書(長野県南牧村議会)(第三

四八九号)

森林・林業基本法に基づく政策・財政の充実に

関する意見書(岐阜県坂下町議会)(第三四九〇

号)

深刻な国産材不況対策としての新たな政策展開

に関する意見書(静岡県磐田市議会)(第三四九

一号)

深刻な国産材不況対策としての新たな政策展開

に関する意見書(静岡県掛川市議会)(第三四九

二号)

森林・林業基本法に基づく政策・財政の充実に

関する意見書(鳥根県多伎町議会)(第三四九三

号)

森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林

関連予算の拡充に関する意見書(山口県美祿市

議会)(第三四九四号)

森林・林業基本法に基づく政策・財政の充実に

関する意見書(熊本県波野村議会)(第三四九五

号)

森林・林業基本法に基づく政策・財政の充実に

関する意見書(熊本県津奈木町議会)(第三四九

六号)

食の安全と米政策の見直しに関する意見書(滋

賀県蒲生町議会)(第三四九七号)

森林・林業・木材関連産業政策と新たな予算の

確立に関する意見書(茨城県水府村議会)(第三

四九八号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(長野県

原村議会)(第三四九九号)

森林・林業・木材関連産業政策と新たな予算の

確立に関する意見書(長野県戸倉町議会)(第三

五〇〇号)

森林・林業基本法に基づく政策の充実に関する

意見書(鳥根県江津市議会)(第三五〇一号)

森林・林業基本法に基づく政策・財源の充実に

関する意見書(鳥根県横田町議会)(第三五〇二

号)

森林・林業基本法に基づく政策・財政の充実に

関する意見書(熊本県田浦町議会)(第三五〇三

号)

WTO農業交渉等に関する意見書(千葉県栗源

町議会)(第三五〇四号)

WTO農業交渉等に関する意見書(石川県野々

市町議会)(第三五〇五号)

WTO農業交渉等に関する意見書(滋賀県近江

しておりません。

ただ、委員、これは予算委員会でも御質問をちょうだいしました。私は一人の議員として、委員もそうかもしれませんが、地元の町長さん、そしてまた県議会の皆さん、またそれを行いたいという人方が私のところにおいでになり、地元でも一回おいでになったことがあると思うんです。熱心に町長さんは、地元の活性化、そしてまた、やはり教育というものは町のこれからの活性化のための一つの柱になり得ます、私も、つまり町長さんいわけで、土地も提供いたします、そういうことを御熱心に説かれました、その発起人の方々も、ある意味では若い方々が中心でございました。経過を私は深くそのときは聞きませんでした、かなり前からさまざまな運動をしてきました、私も、私どもはぜひこういう教育の場をつくりたいし、また福祉のためにも役立てたいと。また、地元の県会議員さん方もおいでになりました。

そういうことに、総じてお話を伺うと、私は、夢のあるこれは仕事だと。そして、町全体のためにとつても、あるいはまた地域全体にとつても、十二月一日に新幹線が開業されますし、御承知のように八戸市また五戸町というのは県南でございす。岩手の県北も同じ文化圏。経済圏も非常に似ている。そういうふうなことを考えたときに、私は、これはそういう思いを、夢を遂げてやりたいという思いを持って、そして努力をしてまいりました。今でも、この学校が、気持ちの中でぜひ成功してほしいという思いを持って見守っております。

したがって、今の時点で、募集人員がどうだからこうだというふうなことの御指摘をいただきましたが、それは事実として承りますが、やはり一歩一歩そういうふうなことを進めていきながら、地元の皆様方の思いを遂げてほしいなという思いで見守っているところでございます。

○細野委員 大臣、できるだけ簡潔に御答弁を、よろしく願います。

実は、これは必要性云々のところで、そもそも

本場に生徒が集まるのかというのが懸念をされたんです。それを懸念した県が一たんやめた方がよいという判断をしたのを、大島大臣が働きかけられて、そしてできたという事情があるんですね。そもそも、もう一つ実はこの学校については問題が出てきておりまして、地域で卒業生の就職先がなかなかないんじゃないかというふうに言われております。

厚生労働省に聞きたいんですが、指定に向けて今いろいろな形で調査をされているというふうなふうに思いますが、まだ指定がおりていない、厚生労働省としての指定がおりていないというふうな聞いておりますが、実施機関をきちつと確保されているのかどうか、研修機関ですね、研修機関などが確保されているのかどうか、その辺の現状を少し、短目で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

○篠崎政府参考人 御指摘のように、まだ指定はされておられませんけれども、先日私どもの方の職員が実地調査に参りまして、御指摘の点も含めて、教員の数あるいは施設の整備状況、そしてまた実習施設の確保状況等調べてまいりましたけれども、その時点では、おおむね私どもの基準に合致しているというふうな認識をいたしております。

○細野委員 私が青森県の方から聞いていますことと若干違いますが、生徒さんを募集しているわけですからスタートをされる学校でございすので、恐らく認可はされるんだ、指定は出るんだらうというふうな思いですが、会計検査院の方にもこの辺はいろいろお願いしていることがございすので、しっかりと中身をチェックしていただきたい、厚生労働省にはそのことを求めているというふうな思いです。

改めてもう少しこの問題について聞いていきたいんですが、いろいろ調べてまいりますと、大島農水大臣とこの学校というのはいろいろ関係があるんじゃないかと言う方がいらつしやいます。受注企業をめぐるまして実はいろいろな疑惑も出ておるところですが、改めて確認しますが、簡潔で

結構ですので、この受注企業に関して大島農水大臣が口を出したということは一切ないですね。

○大島国務大臣 一切ございません。

この質問も出ましたが、五十数社お仕事をされたそうでございます。そして、その中に従前から私の後援会のメンバーが三社入って仕事をされておったという結果は聞いております。

それと、これも最初は週刊文春の報道でございましたけれども、私は今、名譽毀損等で提訴をいたしております。したがって、そういうふうなこと等々は事実として司法の場で明らかになってくると思いますが、一切ございません。

○細野委員 大変恐縮ですが、委員長、できるだけ簡潔に答弁をしていただくように大臣の方に言っていたのだと思いますが、思います。

五十数社、受注企業があつて、そして三社、後援会の企業が入っているということはこの間の委員会でも答弁をいたしました。

ちよつと確認をしたいんですが、厚生労働省としては、どういう企業が受注しているかということと把握していますか。

○篠崎政府参考人 厚生労働省の医政局長でございす。

青森県の方から、その専門学校の代表者の方から青森県の方に届け出たその入札の状況のことは伺っておりますけれども、その先の下請のところは私どもは承知しておりません。

○細野委員 この受注企業というのは、厚生労働省は把握していないんですね。

私は青森県の担当者にも聞きましたが、青森県も実は把握をしていないんです。一枚の紙には、東亜という建設会社が受注したことはなっているけれども、それ以上のことは、これはわからないと言っています。

さらに私は、実は、この設立準備室、すなわちこの民間の学校をつくる設立準備室の方、この実質事務局長をされている方にも直接話を聞いて、下請企業はどこですかというふうな聞いたけれども、この準備室の方も、東亜が一括受注をして

いるからその下にどういう企業が入っているかわからない、そう答えているんですよ。

何で大臣はわかるんですか。

○大島国務大臣 予算委員会の御質問で、細野委員でしたかどなたでしたか、やはり同じような質問がございました。したがって、私もでも調べられるだけのことはスタッフが調べて、いわゆる業者の選定に関して関与したのではないかと、私業者を何回もお尋ねをいただいたものですか、という質問を何回もお尋ねをいただいたものですか、できるだけそれは調べて、そして、どういう実態か調べるといつて調べた結果が私のところに報告にございました。そういう経過でございます。

○細野委員 全然答えになっていないじゃないですか。だれに聞いて調べたんですか。

○大島国務大臣 だれに聞いたかということ、私はちよつとそこまでは調べておりませんけれども、委員もお話わかつておられますが、どういふところがやっていると地域でいろいろ聞きますと、多分、うちの地元のスタッフはそれなりに調べて私に報告したものではないか、このように思います。

○細野委員 一括受注というのは、一つの企業に出して、その企業がどういふ下請を選ぶかはその企業が自主的に決められるから一括受注なんです。分割受注であれば、設備はこの企業、そして中に入る空調はこの企業ということで別に発注しますよ、だから設立準備室も一つ一つ把握をできるけれども、一括受注だから東亜以外はわからないと準備室はつきり答えているんですよ。業者に聞かないとわかるわけじゃないですか。

どうやって調べたか、だれに聞いてその五十数社という、しかも後援会の企業が三社入っている、こんなことがわかったのか、きちつと答弁してください。

○大島国務大臣 多分、これはどなたに聞いたか、私はちよつとそこは定かに聞いておりませんが、後でどなたに聞いたかというのは聞けばわかると思いますが、しかし、例えば、今言われた会社聞いたのか、少なくとも、私は委員会等で、

業者の選定あるいは業者にかわって大島がかかわったのではないか、このようにいけば一方的な質問を何度か受けた。だとすれば、皆さんがよく言われますように、自分でも調査して、実態はこうですよということを答えするのが私の義務ではないかと思いましたが、よく調べてもらなさいと。

そういたしますと、大体、いろいろな人から聞いたりしますと、こういうところがこういうことをやっておるようすとかということは、これはわかるのではないかと思ふんです。だから、そういうことを正確に、今きょうここにデータは持つてきておりませんけれども、どうやらこういうことのようにですという報告を受けて、そのことを申し上げたのでございまして、それ以上ちよつと私には答えられません。

○細野委員 いや、これが不思議なんです。大島さんはわかるんです。大臣はわかる。しかし、補助金を出している県もわからないし、厚生労働省もわからない、その学校をつくっている設立準備室もわからないのに、大臣だけわかる。おかしいじゃないですか。業者をきちつと初めから把握をしていて、どうですかということを聞けるからわかるんでしょう。

これは大臣、どこから聞いて、なぜ五十数社なのか、そしてどういう中身なのか、きちつと出してください。そうじゃないと、大臣、いいですか、学校は大島さんの業者が入ってそこでいろいろ金が動いているんじゃないかと言われているんですよ。一生懸命調べて、それが癒着しているということがこれではつきりわかるじゃないですか。そうじゃないということをやんと答えられるように調べてきてください。

○大島国務大臣 私の名譽のために委員に申し上げますが、癒着しているという証拠があったらお示しください。そして、例えば、私が問われていることにお答えするために、さまざまな形でぎりぎりの調査をいたします。県や厚生労働省が知らないというのは、下請とかそこまで届け出るという

うことは届け出義務がないから御存じないんだろうと思います。また、その事務局長の方が私も知らないと言ったのは、どういう意味か私にはわかりません。

したがって、私がそういう委員会での質問を受けた後、一体、たしか参議院でしたか細野委員でしたか、逆に、おまえの知っていた企業がその事業で仕事をしているじゃないかと逆に質問されたことがあるんです。私は知りませんでした。だから、そういう方々も知っているわけですね、逆に言うと、自分たちで調べて、大島の知っている、あるいは大島の後援会の業者がこういうふうにして仕事をしているじゃないかというふうに、たしか、議事録を見ればわかると思うんです、細野委員。

ということは、皆さんも、そういう質問をされている方も調べてわかっているということですから、私自身、どこの方々が仕事をしたかを私なりに、私どものスタッフが調べてお答えをしているのであつて、初めから全部わかっているということでは決してございせんので、誤解がないようにしていただきたい、このように思います。

○細野委員 大臣、私も相当調べて一つか二つ出てきたんですよ。全体が五十数社という全体像を把握するというのは、きちつとした関係がないと出てこないんです。

これは委員長にお願いをしますが、どういう経緯でこの五十数社がわかったかということ、そしてどういう企業が入っているのかということ、これは大事な補助金も使われている事業でございしますので、大島大臣が今持つていらつしやると思いますが、資料を出していただくように理事会で協議をいただきたいというふうに思います。

○小平委員長 今の点、もう少し質問の中で私も判断します。○細野委員 ですから、どういう受注企業が入っているのかということは大島大臣が資料を持つていらつしやるようすです。それをきちつと出しでもらうように、そしてどういう経緯でそれがわ

かったのかということも、もう一回どうせやりますから、そのときまでに調べておいていただけるように、では、大島大臣に、再度その部分について答弁をいただきたい。

○小平委員長 ちよつと待つててください。今の点は、また後刻理事会もありますので、理事会についての協議をしたいと思ひます。どうぞ、大島大臣。

○大島国務大臣 細野委員の質問の論理というのはこういうことではないかと思ふんです。おまえが五十数社のうちに三社云々と言っている、それはおまえがそういうことを仕切っているから知っているのではないか、仕切ったからそうではないかというふうな論旨だと思ひますが、これは、委員からかどなたからか、具体的に私のメンバーの名前をお話しされて質問された。それは既に皆さんも調べて御存じであつた。だから私も答えなきゃならぬ。できるだけ、それは地元も含めて、お尋ねして、事実を把握した。

理事会で協議なさるそうですから、それを受けて、また私もお答えをしなきゃならぬのであればしようと思ひます。ただ、一つ申し上げますのは、この建設に関して、私自身あるいは私の事務所がその業者の選定についてあれこれ申し上げたことはございせん。

○細野委員 では、それは理事会の協議に任せたいというふうに思ひます。次の問題に移つていききたいと思ひます。

イトーヨーカドーの問題にかかわつて、ビルのオーナーから六百万円を大島農水大臣が受け取つたという問題、大島農水大臣の秘書の藤田さんが受け取つて、それがどうなつたか、この問題でございします。

この部分については、もう随分論点出ているので状況の説明はこの場所ではいたしませんけれども、ポイントだけ言いますと、この問題については、藤田秘書が会計責任者であるというのが実は大変大きな問題になつてゐるわけですね。選挙事

務所で、寄附をする側が政治献金として持つてきました。大島農水大臣自体も、これは選挙についてお金をもらつたという認識をしていると答弁をされています。場所が、繰り返になりますが、選挙事務所。

こういう問題について、実は三月十一日に、これは参議院の予算委員会総務省の方が答弁をしていまして、一般論ということですが、どういふものが寄附に当たつて、しっかりと政治資金規正法にのつとつて処理をしなきゃならないかということ、こういう答弁をしています。寄附者の真意、受領者、受け取つた側の真意、この二つが重要である。もう一つは、当該寄附金の取り扱い。この三点がポイントだというふうに答弁をしています。

寄附する側は政治献金だと思つてやつてゐる。受け取つてゐる側も、大島農水大臣も認められてゐるとおり、そういう認識は共有をしている。そして、選挙事務所受けて取つてゐる。三つとも条件はきちつとそろつてゐるんです。これで政治資金規正法違反を問へなければ、もう政治家というの全部これで逃げられるということになつちゃうんですよ。

ここで大島農水大臣にまず質問をしたいのが、坂井議員のことが今議論されています。坂井さんの場合は、会計責任者の職務代行の秘書さんが虚偽記載報告をしていた、それで逮捕された。御本人も逮捕されました。大島農水大臣の今回のケースと、坂井議員のケース。大島農水大臣、では一体どこに根本的な違いがあつて大島農水大臣はそこにとつかりと座つてゐるのかということについて、違いですね、どう認識をされているか、まずお答えください。

○大島国務大臣 坂井議員のことと比較してとお話をしましたが、他と比較するということは、これは今坂井議員の問題は司直の手でやつておられますから、私は簡単にそれはできるものではないと思ひます。今委員からお話しされた点で、私が政治資金と

して認識しているというお言葉を使われましたが、そうではないんです。

つまり、一年半後にその実態が私はわかりました。そして、週刊誌等の報道もありましたが、まさに平成十二年の総選挙の際、私の元秘書であった者が、オーナーから、選挙活動に役立ててくださったというふうなことを言われて、現金六百万円を預かった。しかし、その後一年半近くも、一切、上司はもとより、あるいは私に対しても、あるいは選挙ということであれば選挙責任者、選挙の会計責任者、あるいは政党支部というところに対する寄附だというならば政党支部の会計責任者は別でございまして、だれにもそのことを話をすることなく、そして地元からそういうわさが立って初めて、平成十三年のその暮れに近かったと思いますが、今話題に、またこれも議論をいただきたいという宮内がたがわかって、私に報告し、私がそれを聞いた。これは大変なことだというふうに思い、もちろん怒りました。

そして、大事なことは、志が生かされていないわけでございます。すぐ返却を自分の責任においていたしなさいということで結果的に返されたものでございまして、今委員がお話しされる政治活動、選挙活動あるいは後援会、そういうところに実態として入ったとか、それをいただいたという認識をだれも持っていないということの中で、まず返却させることが大事だということで、通帳にも入ったわけではありませぬし、そういうことの中で、返却をさせて、そして先ほど申し上げたような経過になったということでございます。(発言する者あり)

○細野委員 いろいろやじも飛んでいますけれども、会計責任者なんですよ。だれか会計責任者以外の人がいたら、こういうお金を受け取りましたと会計責任者に報告をしなければなりません。そして届け出をするんですね。でも、会計責任者自身が受け取っているんだから、別にだれにも言わなくてもいいんですよ、きちっと報告をすれば。

だれも知らなかったからというのは会計責任者以外なら成り立つ議論ですけども、ここでは成り立たないでしょう。会計責任者の責任とはそういうことじゃないですか。全然答えになっていないですよ。

○大島国務大臣 六百万という大変貴重なお金は、オーナー自身、社長さん自身が政党活動に御寄附されたのか、あるいはまた資金団体に御寄附されたのか、どういう趣旨なのか、この辺も私はよくわかりません。そういう状況の中で、受け取った藤田が、まさにそのまま、だれにも言わずに預かった状況になって、後で伺ったら、私的流用を私は確信はいたしておりますけれども、そういう状況の中で、実態として、政治資金あるいはまた選挙活動費、政党活動費というそういう状況に私はなっていないかと思うんです。

したがって、そういう状況からして、まず返却をさせることが大事だということで、彼の責任において返却をさせたわけでございます。

○細野委員 会計責任者が受け取って、それが個人的にということが通用するのであれば、大島農水大臣は、そのほかのお金は全部自分で受け取って、自分で記帳して、自分で届け出ているという、そういう話になっちゃいますよ。会計責任者はそういう重い責任があるからこそ、わざわざ登録もして、そしてお金をそこに一元的に管理をするんですよ。

では、ちょっと聞きますが、個人、個人とおっしゃるが、個人になつて根拠は全然ないと思うんですが、では、藤田元秘書はこれを何に使ったんですか。ちゃんと把握されているんですか。○大島国務大臣 問いましたときに、もはや、彼自身は大変申しわけありませんということだけで、何に使ったというところまでは、私はある意味じゃ具体的に聞きませんでした。

大変申しわけありませんということでございまして、そういう意味でおまへは甘いぞとそのときもおしかりをある人から言われたことがございますが、いずれにしても、返却をさせることが大事

である、こういうふうな思いで、すぐに返却するよう君の責任においてやりなさい、おまへは流用したのだから、こう言ったときに、それは自分としてそれを否定もあるいは肯定もしませんでして、ただ、彼自身、長い間、私自身が信用して青森から連れてきて秘書をやっておりましたし、親戚ということもあり、そういうことから、ともかく君の責任で返す、これがまず一番大事だよということ、用意させて返させたところでございまして。

○細野委員 これは政治資金として、選挙か政治資金かという、これは微妙な問題があるんですけども、少なくとも、大島農水大臣にという意図で持ってきたわけですね。そういう意図で受け取った。それが実際に何に使われて、私的と言いたかないと、入ってきたものが、藤田秘書がもしかしたら大島農水大臣のために使ったか。使った分があるかもしれない。何に使ったか。例えば、生活費に使ったのか、それこそギャンブルに使ったのか、それとも何か不動産などを買うことに使ったのか。六百万円ですよ。当然、それは聞くでしょう。これについて何も把握していないんですか。

○大島国務大臣 今考えると、当然にそういうことを、委員から指摘を受けたように、聞いておくべきであったかもしれないが、そこは、いわば委員の生き方あるいは考え方と私自身ちょっと違うかもしれないが、二十年間信用し信頼して使ってきた者、それが一年半もだれにも言わずに預かっていた。そして、返しますと。返せ、返しますということを言われたときに、いわばそれ以上、具体的に何に使ったのか、ではそれを使ったらあれを出せというふうなことを聞くには、いささかそのときはちゅうちうしたことも覚えております。

大事なことは、その御芳志というか志が生かされていない状況になっておった、そういうことの中で、直ちに返却をさせることが一番大事なこと

だということで、彼の責任において返却をさせた、こういうことでございます。

○細野委員 いや、大事なことは、返すか返さないかなんという問題じゃないんですよ。会計責任者が受け取っていて、届け出義務が生じているにもかかわらず届けていないこと、これがまず藤田元秘書自体の行動としては問題になっているということ。それと、会計責任者自身がそういうことをしている、その政治家であるあなたがどういう責任をとるか、そっちなんです。そういう発言を何回も何回もされているわけですよ。

これ以上これをやっても水かけ論になると思いますが、一点だけちょっと聞きますと、私は非常に興味があるので伺いたんですが、あした坂井議員の議員辞職勧告が採決をされますね。私から見ると、職務代行の秘書がやったことについて逮捕され、議員辞職勧告をされる。大島農水大臣と極めて似ている。むしろ、代行じゃなくて、会計責任者自身が金を受け取っているという意味においては、明確に大島農水大臣の方がこの問題に触れる可能性があるんですよ。

大臣、議員辞職勧告に賛成をされますか。

○大島国務大臣 明日そういう本会議があることはまだ私は知りません。したがって、党でお決めになったことには方針として従おうと思っております。

○細野委員 党が賛成という態度を決めれば大臣は賛成をされる、そういうことですか。

○大島国務大臣 党の方針に従おうと思っております。

○細野委員 会計責任者のこの部分の問題については、私は、最終的には司直の手が入るべきだというふうな考えております。

ここでこれ以上水かけ論をしてもしょうがないのですが、もう少し、ちょっと、藤田元秘書の今後のことについて、今置かれている状況について詳しく聞いて、そして、大島農水大臣に最後にこの問題に対する評価も聞きたいと思うのですが、端的で結構ですのでお答えください。

藤田元秘書がおやめになったのが二〇〇二年の一月末ということで答弁をされていますね。使い込みについて元ビルオーナーに謝罪をしたのが一月二十三日。その直後におやめになっている。大島農水大臣は、藤田元秘書、就職を財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターにされているのですが、これはあつせんをされましたか。

○大島国務大臣 正確に申し上げますと、平成十二年の暮れにはその事実が発覚して、先ほど来申し上げましたように、返却をさせる、そして本人もやめさせていただく、それはやめなさいということ、もう十二月には既に実質上事務所をやめる、そして反省もしてありました。

その実態を見て、我がスタッフ、宮内でございますが、私のところに参りまして、これはどう、御理解できるか、されるかわかりませんが、代議士、さはさりながら、本人も返却をする用意をしておりますし、あなたが青森から連れてきてこうしてはっておいでいいんですか、私、つまり宮内自身が、ちよつといろいろ努力してみたいんですがどうでしょうか、そういうお話を私はいただきました。

そのときの思いというのはさまざまでございますが、秘書というものをどう考えるか、そういうふうな中で、君がそういうことを努力できるのなら、それはそれでやってみたらどうかということとは申し上げた記憶がございます。その後スタッフが努力しておったのは、私は見て、見守っておりました。

○細野委員 使い込みをした秘書を、就職でねじ込んでいますね。

しかも、これは問題は、ビルオーナーに使い込みを謝罪したのが一月二十三日。そして、これはヒートポンプさんの方にも確認をしましたが、二月十日に仮採用ということになっている。一月末に採用の話があつて、二月十日に仮採用になっている。金を返す前に採用しているんじゃないですか。何ですか、これは。

○大島国務大臣 そのときの時系列、お金を返す

返さないのときは、そのオーナーの方に本当に連絡をとっておりませんでした。なかなかお忙しい方で連絡がつかなかったんです。そういうことで、私自身がかわびを申し上げたのはその時期になりました。

それから、先ほどのようなお話をしましたが、本当に宮内たちが、ほかの事務所はわかりませんが、けれども、二十年近く一緒にやってきて、そして、そういう一番の、スタッフ全体の責任者みたいな形でやってきた宮内からそういうお話があつて、そして、それはそれで、まあ、それを見守っておったというんでしょうか、それは彼自身、つまり藤田でございますが、仲人も私やりましたし、その奥さんも実は私の地元の事務所にいた女性でございます。

そういうことから考えると、いわば情として見守つて、宮内は宮内なりにスタッフとともに御苦労してくれた結果であらう、このように思います。

○細野委員 大臣、ここは本当にきちつと逃げずに答弁をいたさないでためです。

宮内さんがあつせんをしたということは、あなたが政治家で力があるから、宮内さんが藤田さんを就職させることができたんでしょう。あなたの力で藤田さんが就職したということ、これをきちつと認めてください。

○大島国務大臣 当然に、宮内が私の、大島理森秘書ということであれば、私の名前もそれは影響しなかったとは言ひ切れないと思いますが、基本的に宮内が、やはり最初から二人ですつと二十年近くやってきたものですから、彼がいろいろ駆けずり回つておつたようでございます。

○細野委員 いや、今のは答弁になっていないですよ。

途中経過も大臣は聞かれていたんですね、就職について。それをしかも黙認されていたということとは、認めたということでしょうか。

○大島国務大臣 途中経過は余り報告がありませんでした。

○細野委員 では再度聞きますが、就職をする前

に、大島大臣は、藤田さんがここに就職することを知っていましたね。

○大島国務大臣 決まつてから、決まりましたという報告は受けた記憶があります。

○細野委員 さつきと違うじゃないですか。藤田秘書はもとより深いつながりがあるので、就職の世話をしようと思つたけれどもどうだろうと相談を受けたと、あなたさつきおつたじゃないですか。知つているじゃないですか、途中経過を。

では、少なくとも就職の世話を宮内さんがしているということについては、大島農水大臣は藤田さんが就職をされる前に知つていましたねということを確認します。

○大島国務大臣 それは、先ほど申し上げましたように、そういう報告がありましたので、それは知つておりました。

○細野委員 大臣、お金を返していないんですよ。この問題が政治家ならだれでもわかります。こと、それは当然政治家ならだれでもわかります。触れるかどうかは別にして、可能性があることは間違いない認識をされていましてね。ビルオーナー自体の手に戻つていないことも、大島大臣は、連絡をとれないというふうにおつちやつていらっしゃる、把握をされている。

その時点で、実際にそのお金を受け取つて流用した秘書を、就職で世話をするということは、それは事実を隠そうと思つたというふうな考えられても仕方がないじゃないですか。その部分について、適切な判断なのかどうかということをきちつと答弁してください。

○大島国務大臣 委員は、これは、生き方の考え方はいろいろあると思うんです。お金を返していないということをお話しされましたが、確かに返してはいませんが、返すという決意と、用意は、もうそれはすべてやっているとさせていただきます。

そして、そういう状況の中で、先ほど来申し上げましたように、私の気持ち、あるいは、特に宮内から言われたときにはなるほどと思つたんですが、

は、二十年間、あなたが青森から連れてきて、それは行為としては本当にけしからぬことであるわけですが、ほつておいでいいんですかということと言われたときに、それなりに心配をしてみますと言つたから、そうだったからそうしてやってくれと言つたのは、先ほど申し上げましたように、私自身の、仲人もやり、その奥さんも八戸から来て結婚している、そういうことを考えると、本人ももう反省もし、お金も返しますと言っている、そういう状況の中で宮内がいろいろ心配してくれて、私もそれがある意味では見守つたというのか、そうかと言つたことは、委員がおつちやつた一部は正しいのではないかと思いますけれども、決して、彼自身に対して、隠すとか何とかということは一切ございません。

私は、やはり長い間信頼して使つて、そういう事態を起こして、しかし、人間だし、そういうことが起こつた後にやはり再起をしていくということも必要であらう、このように思つています。ですから、宮内の言つた提言に対して、私はそれを見守つて、そうかと言つたわけでございます。

○細野委員 私、政治家というのは違う責任があると思つています。法律をきちつと守つて、国民に透明性の高い政治を実現していかなきゃならぬ。政治資金というのはいくらもよくあらわれている部分です。私の神経からは到底信用できない。委員の皆さんどうお考えになるかわからないけれども、お金を預かつて、それを流用して、その秘書が、では反省をしたというけれども、判明して一カ月たつたかたつていないのかとまでいふ、それを大島農水大臣が財団法人という安定した職を紹介する、これはやはり全然そのバランスが悪いんです。

おまけに言うと、大臣は、この藤田秘書を告訴もされていません。違法行為が判明したときは公務員には告訴義務がある、これはもう何回も何回も言つてきましたが、それすらしていない。もう一つ指摘をしますが、私が質問をする前の日、予算委員会二月二十日に質問をしましたが、

前日、二月十九日に突然藤田さんはこの財団法人を退社されている。

この流れというのが、大島大臣がかかわっていないとは到底思えないんですよ。本当にこの部分に関して、大島大臣として、特に初めの部分、聞きましょう。この判断が適切だったと思うのかどうか、再度御答弁いただけますか。

○大島国務大臣 今委員が断定した何点かにちよっとお答えを申し上げておきます。

私が直接あつせんしたというように言われますが、そうではございません。

それから第二点、公務員として訴える義務があると思いますが、これはちよっと違うんだらうと思います。そこは法律上、私も質問を受けて、大臣、公務員として訴える義務があるんじゃないかと言われて、後で弁護士さんに聞いたらなんですが、そこはちよっと違うんだらうと思いますというのを申し上げておきたいと思えます。

それから、今最後に、そういう問題等々含めておまえ自身の気持ちというのを言われましたが、いずれにしても、元秘書の問題等々について、こういう農水委員会、事実と違うところはさまざまに私なりにこうしてお答えをさせていただきますが、また、週刊文春の記事等々に基づいた質問があつて、事実と違うところは提訴もいたしておりますが、なぜやめたのかというのは、既に取材に来ておつたようです、彼のところに。

その取材に来たという報告は私のスタッフに連絡があつて、そのときに、これは会社も、会社というか、事業所もやめなきゃならぬらうと思えますという話は話をしておつたということであつて、当然に、このような大騒ぎになれば、それは事業所にも御迷惑をおかけすることにもなるだらうなという思いを持つのはある意味では常識的なことではないかと思ひますが、私からあつたこうだということはおし上げておりません。

○細野委員 本日に藤田秘書が横領していたのであれば、私は、きちっと告訴すると思ひますね。本日に藤田秘書がそういう行動を起していたの

であれば、けじめがつく前に就職の世話をするなどというところは、世間の常識でいうとあり得ないんですよ。世間の常識と大島大臣の常識が違うのかどうかわかりませんが。

少なくとも、今疑惑を持たれているのは、実はその六百万は藤田秘書が横領して私的に使つたという話ではなくて、事務所に使つていたんじゃないか、何らかの形で使われていたんじゃないかということが疑われているわけですね。もともと藤田さんはそう言っていたんですよ。それに対して、大島農水大臣は、あくまで個人でとおっしゃるんだけれども、到底、今の状況を聞く限り、これは信用できないんですよ。

大臣自身、私が予算委員会に聞いたときには、ではその真実を明らかにするように私に求めましたね。

きちつとやはり藤田秘書を参考人と呼んで、どういう事情があつたのか、何に使つたのか、本当に事務所に使つていないのか、会計責任者としてどういう認識を持っていたのか、これをきちつと答えてもらわないと、この問題は解決をしないんですよ。大臣自身が、そのことを明らかにするように藤田さんに話をするべきじゃないですか。

○大島国務大臣 藤田がそう言っていると先生が今お話しされたが、週刊文春の報道でしよう。先生自身が藤田からそういうことは聞いていないと思ひます。

そして、この問題について私が答弁をさせていただいていることが、まさに、六百万を藤田という者が、週刊文春に報道されたとき、事実ですかと言われたから、事実です、こう申し上げた。

私は、問われていることの事実の部分は事実として今日までも率直にお答えをしております。そして、先ほど来の経過をお話をしております。そして、横領としてあなたに訴えないのかと問われますが、これは、私も政治資金あるいは私自身にきた政治資金の世界に入っているという形には、私は事実としてそうならないということも再三申し上げてまいりました。

もう一つ、やはり本人が謝つて、そして預かっていたというところを正直に私の前で言つたときに、そのことを返させる、彼の責任で返却をさせるというところが一番大事なところだ、こう私は思つて、そのようにさせたところでございます。

○細野委員 今の御答弁は、大臣が御自身で答えるから藤田さんを出す必要がないという御答弁だとすれば、何に使つたかということをしつかり答えてください。本日に事務所のために使つていないということを証明してください。できますか。

○大島国務大臣 今本日に本人とも連絡がつかないものですが、これは私も、その証明をするということについては、私自身の政治生命としても大事なことは思いますけれども、要は、返却をさせて、そして秘書という仕事をみずからやめ、そしてそういう事実、そういう姿が私は一つあるわけでございます。

やつていないことを証明するというのはなかなか難しいんですが、私が答弁させていただいて、できるだけ理解を求めるように努力してまいりたいと思つております。

○細野委員 予算委員会でも藤田元秘書の参考人は要求をしておりますが、この農水委員会でも要求をさせていただきます。

大島農水大臣自身、藤田元秘書に対してきちつと連絡をとる意思はお持ちですか。参考人で招致をされた場合に、積極的に働きかけていたか、なにか、あなたがおっしゃる通りに、この事実を明らかにする私の責任は果たせないので、その努力をさせていただけますか。そのことをお答えください。

○大島国務大臣 国会でお決めに、国会で判断することだと思ひます。

○細野委員 では、農水委員会でも藤田元秘書を呼んでいただけるように、参考人、要求いたします。

○小平委員長 これにつきましても、後刻理事会で協議をします。

また、委員長として、今、資金の使途、用途、

これについての質問がありました、これについては、やはりこの質疑はまた再度ありますので、この後、予算委員会の参考人招致もありますので、それらも見ながら、当委員会としてもまた再度行いますので、これらについて含めて理事会で協議をしていこうと思つています。

細野豪志君。

○細野委員 時間もなくなつてしまつたが、先日の参議院の予算委員会でも議論された一千万の問題について、少しだけ聞きたいと思ひます。

実は、大島理事後援会と経済社会開発研究会に、ちよつとこの六百万の問題が出てきている二〇〇〇年の五月ですね、全部で五回の研修会が開かれていて、全部で一千万入つていて。研修会の収入がそれぞれびつたり二百万円ということで、随分答弁がございました。

後ほどまた参議院の予算委員会でも議論されると思うので、その前に確認をしておきたいんですが、これは一人二万円だったと、会費が。びつたり百人来たんですか。では、どうやって百人呼んだんですか。それをきちつと答えていただきたいというふうに思ひます。

○大島国務大臣 私も、参議院の予算委員会でも聞かれました、改めて事実を、そのときのことを帳簿等々をもう一回調べて報告してくれ、こういうことを申し上げましたが、なぜびつたりなのかということでございますが、このような計画のようでございます。

有料講演会というものを催すに当たりまして、一人二万円の講演料を百人分販売する計画を立てたそうです。これは、細野委員はそういうことをなされたことがないかもしませんが、既に何回かいろいろな講演会、パーティーをやつております、この方は支援してくださる、この方は御理解いただけるな、そういうふうな方々を対象にお願いをして、そして計画を立て、そのようにしたそうでございます。事実、会計帳簿にはその数字が計上されておりますし、収支報告書には同様のことが記載されている、こういうことでございます。

ます。

○細野委員 よくわからないんですね。二万円で購入してくれるから、その人たちに百人びったり配ったんだと。それは政治資金パーティーじゃないですか。今回の場合、研修会でしょう。研修会というのは、ある程度対価性があって、当然、出席する人から会費を取ることはあると思いますよ。百人びったりになるんじゃないことあるんですか。

○大島国務大臣 今、政治資金のパーティーと言いましたが、ここに資料というか、その届け出がございまして、一千万円に満たないものは機関紙発行その他の事業による収入という形で届け出ます。

そこで、今までも、私自身、うちのスタッフが企画してやっていたさきでした。そして、今回はそういうふうな百人を、しっかり今までやっていただいたという方々をお願いをして、そして有料講演という形で皆さんのお気持ちを寄せていただいた、そういうふうな計画を立ててそういうふうにさせていただいたこととございまして。

○細野委員 何人来たんですか。百人売りました。これは何人来たんですか、それぞれ。

○大島国務大臣 これもお答えをいたしました。自由民主党のリバティでございますので、私の記憶では数十名、こう申し上げておきました。先ほども申し上げましたように、何名という具体的な記録がございません。五月十日、五月十五日の自民党本部における研修会につきましては、十六時半からと記載されておりますし、私もそこへ行って講演したという記憶がございまして。そして、五月二十三日には、全日空ホテルで十八時半から開始をして行った、こういうことで、私、一時間弱ぐらい講演をした、そういうふうな記憶しております。百名きっかり来たかという、それは、来ていないと思います。

数十名、七、八十名のときもあれば、あるいは大体その辺の前後か六十名ぐらいか、何か記憶としてはそんな記憶がございまして。

○細野委員 大臣、私が聞く限り、今やっていることは政治資金パーティーと一緒にですね。二万円です。事前にチケットを売っていただいて、来ない人がいてもいい。研修会というのはある程度の対価性があるから研修会として成り立つわけで、例えば百枚売って七十人だと、三十人は二万円払っただけで寄附になるわけですね。これは明らかに扱いてはやはりおかしいんですよ。

加えて、私もいろいろな方からいろいろな話、この話も聞きましたが、自民党本部でそういう後援会の方を連れて研修会をやるということは、これはめったにない、余り聞かないという話もございました。率直に言って、私は、この研修会が本当に行われたかどうかということに関して極めて強い疑問を持っています。

午後の参議院の予算委員会でも聞いてもらうことになっていますが、最後に一つ。では、その参加者は地元から来たのか、東京から来たのかということ、それと、最後に委員長の方に、この問題については農水大臣の方から少し、本当に行われたかどうか、例えば名簿であるとか次第であるとかもしくは会場の借料であるとか、何かあるはずですよ、そういうものをきちっと出していただかないと、初め六百万の寄附の部分とこの部分もつながってきますので、それを委員会の方において、私の質問を終わります。

○大島国務大臣 よく自民党の方から話を聞いたのかどうかわかりませんが、こういう講演、研修会的なものは私の知り得る方々も結構やっておられます。それから、おまえはやっていないのではないかというふうなことを今言われましたが、明確にこれはやっております。

それから、名簿を出せ、こう言われますが、名簿は、届け出のこの用紙にはそういうところまできちっと整理しておくという法律上の義務とか規約はございませんが、おおよそ東京の講演会に来てくださる方々を対象として行ったというふうな報告でございまして、先ほどお話しされましたように、あらかじめお願いして、じゃ、行きま

すといつて、事前にお金を持ってきた方々もあつたり、当日持ってきた方々もあつたり、あつたそうでございまして、都合がついて来れなかったという人もあると思います。それが実態でございまして。

○細野委員 時間もなくなりましたので最後に申し上げますが、事前に払っている人もいて、当日払った人もいた。それが五回びたり百人なんということはあり得ないんですよ。

そのことについて、そういうことであつたというこのわかる資料を、名簿を全部出せとは言いません、きちっと委員会に提出いただくように最後にお願いをして、質問を終わります。

○大島国務大臣 勝手に、あり得ないと委員がお話しされますが、委員の世界ではそういうことはあり得ないと断定されるかもしれませんが、事実として、そういうことをやったことを申し上げておきます。

○小平委員長 次に、金田英行君。○金田(英)委員 今国会が開かれてから、大臣から所信の表明をいただいて、初めての論戦らしい論戦の第一回目の農林水産委員会でありまして。我々、本当に仕事をしたいわけでありまして。何か農林水産大臣、大島大臣の身辺にまつわるいろいろな御質問等々でこの国会が時間を、空転しているということ、本当に残念だというふうに思います。仕事をさせていただきます。

我々与党は、今農政が大変な課題を抱えております。きょうの夜中の二時にハービンソンの第二次提案が提出されたというふうに、中身も見せていただいておりますけれども、そのことについて、大臣、ハービンソンの第二次提案がどんな内容であるのか、概略、短くお答えいただきたいと思っております。

○大島国務大臣 二次案というより、非常に言葉の粗い言い方をすると、一・二次案から一・五次案の、そういう中身ではないかと思っております。つまり改訂版として出されてまいりました。示された案は一次案改訂版というタイトルでございまして。前文において、主要な分野については、二月の交渉において各国の立場が大きく離れていたため、議長として一次案を大幅に修正するための指針を得られなかった、したがって、このペーパーは一次案の一部の項目についての最初の限定的な改訂版となっている。

この最初の限定的な改訂版というところに私どもはかなり気をつけなきゃいかぬと思っておりますが、しかしながら、我が国の主要関心項目でございまして先進国の関税削減方式、アクセス数量、先進国の特別セーフガード、輸入国貨に関する規律、黄色、青の政策に関する規律等については、一次案の内容が踏襲されております。

そして、そういう修正点としては、途上国向けの関税削減率が一二次案の三段階から四段階とされ、若干削減幅が変更されたほかは、幾つかの細かい変更が加えられているという意味で、一・五次案あるいは一・二次案、そういうふうな内容ではないか、私はこう思っております。

○金田(英)委員 けさ出てきたものでありますから、党内でもまだ配られていなくて、十二時からこの二次案について関係の部会、調査会が開かれていくわけでありまして。それで、これからいろいろな検討も行われるわけとございまして。

大臣は、九月三十日農林水産大臣に就任以来、六カ月足らずの大臣就任の期間でございました。大臣はこの期間に、WTO交渉が日本の農業に与える影響が大変大きいということで、この交渉に決死の覚悟で臨んでおられるやに聞いております。

そして、就任以来外国に何度も行って、ASEANプラス3とか、欧州出張して、スイスのジュネーブに行ってフィシユラーとかハービンソン、スパチャイ議長等々とお会いなされて、日本の主張を強力に主張されております。また、ケアンズ・グループの代表格であるアメリカ、カナダ、そういったところに行つて、どうしてもこのこと

では日本は受け入れることができないんだという
ような主張もしておりますし、また、東京にミニ
閣僚会議を招集されて、そして二十カ国の農林
水産大臣等々を招集して個別に各国との交渉に当
たっておられます。そういった形で、ハービン
ソンの第一次案、これは到底日本は受け入れるこ
とができないんだという主張を各国に主張して
おります。

そういった中で、各国の首脳との人間関係と申
しますか、そういったものを極めて短期間のうち
につくられ、精力的な交渉をされていると思っ
ております。EUのフィシユラー農業関係大臣、あ
るいはアメリカのゼーリック代表等々とはもう電
話会談ができるというような親交関係もつくられ
ておるやに聞いております。

どうしても、これからWTOの交渉、三月中旬に
は一応大枠を決めなきゃならないというようなフ
レームがあるわけですが、我々、そういう
ことは、それは努力はしますけれども、なかなか
今の状況の中では、妥協と申しますか、各国が、
ああ、これぐらいだったら納得できるなというよ
うな状況に至っていないんじゃないか。

二次案はもっと画期的なものができるのか、日
本の多面的な機能等を取り入れた形の二次案が成
るんだらうというふうな期待はしていたわけであ
りますが、やはりケアンズ・グループ、アメリカ
等々の主張に引きずられて、ほとんど、さつき主
張されておりました一・二次案程度のものだとい
うことで、これではなかなか三月中旬の大枠モダリ
ティーの決定は難しいという状況にあるんだらう
というふうな思っているわけでございます。

確かに、東京会談のときには、日本の農家、全
中を中心にいろいろな生産者団体のほかに、消費
者団体含めて二万人の日比谷でのデモ行動、デモ
ンストレーション等々が行われて、本大臣に
対する期待が極めて大きいんだらうというふう
に思っております。

そういった中で、大臣の御決意、これからの交
渉に臨む御決意をしっかりと御披露いただきたい

と思います。

○小平委員長 大臣、ちょっと待ってください。
今、ハービンソンの改訂案が、けさ未明ですか、
二時に発表ということなんですが、政府はこの改
訂案を当農水委員会の委員には配付されていま
すか。それでないなら、当委員会席でこれにつ
いて承認をしない委員も多数おられるので、す
ぐ配付を、これは配付できるんでしょう。――で
は、大島大臣。

○大島国務大臣 概要はけさ伝えられたものでご
ざいまして、それを今精査して、正確に、できる
だけ速やかに委員の皆様方に配付するよう命じ
たい、このように思います。よろしいですか。

○小平委員長 それでは大臣、委員各位が承知し
ていない中ですから、この議論を深めることは
ちょっと時期尚早じゃないですか。

○大島国務大臣 では、今のお答えだけで。その
後のことは金田委員に……。

○小平委員長 政府で詳細をまとめてからしっ
かり答弁してください。

○大島国務大臣 はい。けさの二時ごろでし
ょうか、今、さらに詳細に分析をして精緻なものに
したものを配付させるようにいたします。午後
にでもできるだけそれをさせるように、委員長
の御下命でございます。

そこで、今後のWTOのあり方でございますが、
実は、一次案のときもできればこういう形で議
論をさせていただきたいと思っておりましたが、い
ずれ、きょう午後にも御配付をさせていただきます。

まず結論から、評価として私から申し上げます
と、総体として受け入れたいということは一つ
申し上げさせていただきます。

三月末までのモダリティーの確立に向けてどう
いう決意で向かうかということにつきましては、
私も、EU、あるいはまたまさに非貿易的関心
事項、このことを共有する国々としつかりと連携
をとり、深めながら、三月末に向けての努力は依
然として私どもの責務としてあると思っております。

ます。

そして、先般の特別会合において、日本、EU
との共通した認識を持つという国々は約六十カ国
ございます。その六十カ国の存在というものは、
EUの中をそれぞれの国々一つ一つと考えれば七
十五ぐらいあるわけでありまして、私は、三月
末のモダリティーを確立させるためには、私ども
の考え方を基本にした案でないとなかなかして
これは難しいのではないかと、このように思っ
ておるわけでありまして、一層、来週から特別会
合がまたジュネーブで行われますけれども、そう
いうふうな主張を深く、広くしていただいて、理
解を求められるように努力をしていくことと、そ
して、今度出されたモダリティーの一種改訂版、一
次案の改訂等についての意見交換を何らかの形
でEUの皆さんとしまして、そして来週の特別
会合を迎えたい、全力を尽くして頑張ってまい
りたい、このように思っております。

○金田(英)委員 第二次案が手元にな
いというところ、けさの二時で、あなたがたや
つていられるので、党内でも私が特
に求めて手に入れたものでござい
ますので、ないのは当たり前な
ことだと思います。

ましてや、あと、二次案はともかくも一
次案についてささこの農林水産委員
会では協議してないわけでありま
す。この委員会では協議してない
のであります。そういった中で、と
にかく委員会を開くというところ、
大臣のプライベートルームな問題
にかかわる問題が優先するとい
うこの委員会のあり方、その問題
についてやばり猛省を促さなければ
ならないというふうな思っている
のでございます。

一次案について私の感想だけ申し上げ
させていただきます。

一次案について、日本の主張、特に……
(発言する者あり) いや、審議について
ほとんどされるような様子がない。
実のある議論が……(発言する者
あり) そんなことはありません。と
にかく大臣の問題にかかわる問題
が優先するということ、この委員
会での対応が、本心に反省しな
ければなら

らないのだと私個人で思っております。

それで、大臣、六カ月足らずの就任期間、この
WTOの問題、いろいろあります。特に、農産物
輸出国に有利な内容になっているわけでありま
す。

○小平委員長 金田英行君、ちょっと待ってくだ
さい。

今、騒然としていますけれども、このハービン
ソンの改訂案に対しては、今大臣が、詳細を待
って御案内するというふうな発言がありました
が、政府としては、政府としての見解はもう出
しているんですか。そのことをまずしないと、
委員がこれを承知した上で議論に入った方が
いいと思っておりますので、そのところを確
認したいのですが、大臣、そこをちょっと。

○大島国務大臣 今役所に言わせて、この委
員会が行われる間じゅうにできるだけ早く、で
きているようございまして、配付するように
持ってきたさい、こう言っておきました。

それから、見解は出ているのかというところ、
私は見解を用意しております。したがって、ど
うぞ、この一次案あるいは一・五次案について
御議論をしたいのであれば、また機会を設け
させていただいても結構でございますし、それ
は委員長のもとで御判断いただければと思
います。

いずれにしても、できるだけ早く皆さんにお
渡しするように今言っておきました。この委
員会中ではできると思っています。

○小平委員長 この問題については、WTO、大
事な問題でありますので、これに対しての集中
審議は当委員会予定をいたしております。日程
等については理事会で協議をいたしますが、予
定いたしております。そこで改めてこれにつ
いてのものと突っ込んだ協議に入っていこう
と思っております。

したがって、金田委員、そのことも、改訂
案ということはわかりましたので、余りこれ
については混乱なきように進めてください。
どうぞ、金田英行君。

○金田(英)委員 本日に重要な農政上の大課題を抱えているわけがあります。

大臣が就任されて六カ月足らずでございますけれども、その間に、大臣は大変な農政の課題と取り組んでこられました。

米改革大綱 昨年の十二月三日に、米政策をこのように転換していく、改革していくというようにまとめたりました。

そしてまた、バイオマス・ニッポン戦略というように、日本のこれからの農業の生きていく道、農業が抱えているバイオマスの将来展望等々についてもしっかりとした方向を指示しておられるわけでございます。

それからまた、農協。農協改革もやらないと、これは大変なことになる、日本の農業の将来展望が開けていかないのではないかとということで、省内に研究会を立ち上げてその検討を進めているわけでございます。

そしてまた、この短期間に、この通常国会に十二の農業関係法案を提出して、農政改革に取り組もうという厳しい姿勢と申しますか、あと、改革につけての旗振りを本当に先頭になってやっていただけるというようなことでございます。予算編成もありました。

また、この委員会で審議すべきである畜産価格、乳価等の問題についても、残念ながら、この委員会で討議をやることのできないでいるわけでございます。

そういった中で、あすはイラクに対する戦端が開かれるかもしれない、そういった世に詰まった時期でございます。まさに世界じゅうがかたずをのんで、イラク戦争とうなるかということで、かたずをのんでいる、そういう緊張した関係にもあります。

そこで、いろいろな国連のありようの問題、アメリカは国連から離脱するような形になっているのか、あるいは、一四四一等々でちゃんと国連の枠の中でアメリカ、イギリスは行動をしているのかどうか、そういった、これからの国際平和がある

いは安全保障について大きな転機を迎えているわけであります。

そこで、農林水産大臣にお伺いするわけでございますが、イラク戦争がもし勃発するというようなことになった場合に、農政に与える、日本農業、あるいはいろいろな貿易等々あるわけでありますが、イラク戦争が勃発したときに、日本の国に与える、特に農業について与える影響等についてどう考えておられるのか、所見をただしたいと思えます。

○大島国務大臣 イラク問題が我が国の農林水産業、食料に及ぼす影響いかんという視点は、非常に大事なところだと思っております。

そこで、国民の皆様方に、今から想定して、戦争が起こるというふうなことを明言するのではなくて、いろいろなシナリオを描きながら準備しておかなきゃならぬということを考えますと、まず、食料という観点から考えますと、イラク及び中東からの輸入農産物は非常に少のうございます。したがって、そういう意味で、食料供給という意味では影響は少ないものの、私はこのように思っております。

また、もう一つ、石油についてでございますが、現在、百七十一日分の備蓄がございますし、この価格変動は、農林水産業、この生産現場にどのような影響するかということは見きわめていく必要があると思っておりますが、影響を、今すぐに大きな影響を与えるということにはならないのかな、こう思っております。

しかしながら、三点において、私は今、役所に指示を出し、また、そういう対応には怠りてはならぬということをお願いしておりますのは、やはり、さはさりながら、食料等の農林水産物物資の安定供給の確保が第一点だろうと思っております。それから、先ほど申し上げましたように、石油等の農林水産関係資材の確保。それから、農林水産関係施設等に対する警戒態勢の強化ということと同時に、食の安全と安心について目配りをしていくということが大変大事なことでないかという思い

で、今、準備、対応を考えておるところでございます。

○金田(英)委員 御苦労さまでございます。

行政の停滞は許されないわけでありまして、その行政の最高の部門、機関の責任者としての農林水産大臣の果たすべき責任というのは極めて大きいんだろうというふうに思っております。これからの、いろいろな週刊誌等々で風評等々があるやもしれませんが、しっかりと事の大きさ、日本の民族の将来等々に、しっかりとお仕事に取り組んでいただかなければならないというふうに思っております。

また、あすイラク戦争が勃発するというようなことになりまして、国民の意識と、それから政府の対応ということに大きな問題が出てくるかな。今、国民の皆さん方は、紛争を解決する手段として戦争に訴えるということはけしからぬというふうなことで、八〇％以上の国民の皆さん方がイラク戦争に反対だというふうな対応をしている、そのことがあつたらうと思えます。

そういった中で、日本政府がとるべき立場ということが、小泉総理等々も言っているわけでございますが、国民のそういった認識としては、やはり、平和を希求する憲法のあり方からいって国民がそう思うことはまさに健全な意識であつて、それはそれとしていいことだ、いいことだと申ししますか、評価されるべきことだというふうに私も思っております。

しかし、日本の安全保障というふうなことになる、あらゆる方面の知識と申しますか情報等々を総合した場合、あるいは、日米安全保障条約というふうな日本の外交の基本方針というふうなことから見れば、いろいろな総合判断と申しますか、新聞の情報だけでなくて、あらゆる情報を総合的に考えて、日本の将来の安全保障をどうするべきかということになりますと、世論とはまたかけ離れた判断もあるべきだし、またあつていいものかどうかというふうに思っているわけでありまして、時間もだんだんなくなってきたわけでありまして

が、外交委員会でもございませんので。本日に大変な改革の時期、大変な農業、まさに今、農家の皆さん方は、将来展望を描けず、果たして農家を続けていって大丈夫だろうか、米をこのままつくっていつて大丈夫だろうか、減反について国は将来的に手を引くんじやないんだろうかと、いろいろな不安に襲われながら農業に従事しているわけでありまして。

そういった中で、我々は評論家みたいなことを言っているわけにはまいらないのでありまして、現実には、この日本に農業をしっかりと根づかせなきゃならない、そして農家の皆さん方をしっかりと支えていかなきゃならないという我々の責任があるわけでありまして、何も、評論家みたいなことを言っているだけではだめなんだ、人気取りをやっているだけではだめなんだという、まさに責任者たるがゆえの苦しみというのが我々にあるんだらうというふうに思います。

この点について、大臣の所見をお述べいただきたいと思えます。

○大島国務大臣 今、金田委員から、日本農政が抱えるさまざまな問題、そして、特にその中で、米の改革、農協の改革、バイオマス、食の安全と安心、林業、水産業、さまざまございます。そして、国際交渉の、本日に、一次案のあのハービンソンの出した案を、各党もそれぞれに勉強していただいておりますが、すさまじい内容である。世界は、しかし、貿易の自由化という波が一方にあることも厳然として認めなければならぬだらう。では、どのように日本農業を、林業を、水産業をどうするか、本日に知恵を出し合い、議論をし合い、結論を出さなければならぬと思えます。今度の国会で、米のまず改革案を出させていただいております。ぜひ、各党で御議論をいただき、御理解をいただきたいと思えますし、そういう中にありまして、WTOと同時に、食の安全と安心問題についても、今度の国会で御議論をいただくことにならうかと思えます。私自身、そういう状況の中で、先ほど細野さ

んからも質問をいただいたし、昨年来から、特に週刊文春の記事に基づいてさまざまな御質問をいただいておりますが、これは、その報道をされ、そのことによつてここで御議論をいただく、そういうことにおいて、誠実に対応し、調査すべきものはしてきたつもりでございます。そして、その報告をいたしております。

一 方的な見方によつての御質問もあるいは報道もかなり私はあるとは思いますが、いずれにしても、公設であつた者のことによつて、こういう委員会等に、国会等において議論をされるということについては、政治家としてまことに申しわけないという思いがありますし、不徳のいたすところもあるうかと思ひます。二十年の政治生活をしっかりと顧みながら、おのれを厳しくして、そして身を律してやつていかなければなりませんし、さまざま御質問いただいた方々の質問はしかと私は記憶に残しておいて、そして反省すべきものはしていかなきゃならぬ、このようにも思つております。

いずれにしても、改革あるいは農政の今の停滞は許されません。各党各会派の御議論、お知恵をちょうだいしながら、二十一世紀の農林水産政策にしっかりと光をつくっていく努力をしてまいりたい、このように思つております。

○金田(英)委員 本場に今の農政が抱える課題というのは大きいわけでございます。国民の皆さん方がこの農林水産委員会に寄せる期待、政治が何とかこの農政、我々の生活を切り開いていただけるに違ひない、そういった政治の力というものに期待が大きいんだらうと思ひます。そういった農林水産委員会、我々の果たす役割が、残念ながら、いろいろな個人的な問題等々で足の引つ張り合いをやつていふようなことは本場に許されないうんだらうというふうな、金田英行つくづくそう思ひます。

そういった中で、これからいろいろな討論しなければならぬ課題が山積しておりますので、大臣のこれからのさらなる活躍を期待して、私の質問を終えたいと思ひます。

○小平委員長 次に、内閣提出、水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣大島理森君。

水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○大島國務大臣 水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法は、北洋における外国政府による漁業水域の設定等に伴う水産加工原材料の供給事情の著しい変化にかんがみ、これに即応して行われる水産加工施設の改良等に必要なる長期かつ低利の資金の貸し付けを行うことを目的として、昭和五十二年に制定されたものであります。

その後、昭和六十年代に入つてからの二百海里体制の強化及び水産加工品の輸入の増大に対処するため、昭和六十三年の改正により、水産加工工業の体質を強化するための研究開発等に必要なる資金についても貸し付けを行うこととされたところであります。

この間、政府といたしましては、同法に基づき、我が国近海の低利用資源の食用水産加工品の原材料としての有効利用と、新製品、新技術の開発導入等による水産加工工業の体質強化の促進に努めてきたところであります。

同法は、本年三月三十一日限りでその効力を失ふこととされておりますが、最近における水産加工工業を取り巻く状況を見ますと、国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化に加え、我が

が国の排他的経済水域等における水産資源の著しい減少に伴ひ、水産加工品の原材料の供給事情がさらに悪化するともに、水産加工品の輸入も引き続き増加する傾向にあります。

このような状況にかんがみ、引き続き、水産加工施設の改良や新製品、新技術の開発導入等に必要なる資金の貸し付けを行うため、同法の有効期限を五年間延長し平成二十年三月三十一日までとするともに、新たに、水産加工施設の利用のための特別の費用の支出等に必要なる資金の貸し付けが行えるよう、所要の規定の整備を行うこととした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○小平委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十五分散会

水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二項中「強化」の下に「並びに排他的経済水域等(我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第二条に規定する大陸棚をいう。))における水産資源の減少」を、「造成若しくは取得」の下に「その利用のための特別の費用の支出及びその利用に関する権利の取得を含む。」を加え、「国民生活金融公庫及び

中小企業金融公庫は、それぞれ、国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条及び中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百十八号)第十九条に規定する業務の一部として貸し付けを行い、第二項中「国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び」及び「それぞれ」を削る。

附則第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化並びに排他的経済水域等における水産資源の減少に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫が、平成十九年度末までの間、一定の要件に該当する水産加工施設の改良、その施設の利用のための特別の費用の支出等に必要なる長期かつ低利の資金の貸し付けの業務を特別に行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年三月三十一日印刷

平成十五年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F